

廿日市市友和浄化センター等包括管理業務委託
要求水準書

令和8（2026）年度

廿日市市建設部下水道建設課

第1章 基本事項	1
1 目的	1
2 履行期間	1
3 対象施設	1
4 業務の注意事項	1
5 業務責任者等の配置	2
6 法令等の遵守	3
7 有資格者の配置	3
8 受託者による効率化方策等の提案	3
9 リスク分担	3
第2章 業務範囲	3
1 友和浄化センター及び浅原浄化センターに関する業務	3
1-1 運転操作監視に関する業務	3
1-2 水質測定に関する業務	4
1-3 物品等調達管理に関する業務	4
1-4 施設管理に関する業務	5
1-5 保守点検に関する業務	5
1-6 修繕等に関する業務	5
1-7 緊急対応に関する業務	5
1-8 工事協力	5
1-9 更新計画案作成等に関する業務	5
1-10 その他業務	6
2 佐伯処理区及び農業集落排水マンホールポンプに関する業務	6
2-1 保守点検に関する業務	6
2-2 修繕等に関する業務	6
2-3 緊急対応に関する業務	7
2-4 工事協力	7
3 管路法定点検	7
4 廿日市学校給食センター廃水処理施設	7
4-1 運転操作監視に関する業務	7
4-2 水質測定に関する業務	7
4-3 保守点検に関する業務	7
4-4 修繕等に関する業務	7
4-5 緊急対応に関する業務	7
5 共通業務	8
5-1 引継ぎに関する業務	8

5-2	提出書類	8
5-3	セルフモニタリングの実施	8
5-4	設計補助業務	8
5-5	修繕計画書の作成	9
第3章	放流水質等の要求水準	9
1	流入水等の実績及び予定	9
2	放流水質に関する基準	9
3	脱水汚泥含水率に関する基準	10
4	要求水準未達等の処置	11
第4章	施設機能確認	12
1	履行開始時の機能確認	12
2	業務実施期間中における機能確認	12
3	契約終了時の機能確認	12
第5章	その他の事項	12
1	貸与品	12
2	事務室等の使用	13
3	安全の確保	13
4	教育及び訓練	13
5	火災の防止	13
6	その他	13

第1章 基本事項

1 目的

本要求水準書は、廿日市市(以下「委託者」という。)が発注する特定環境保全公共下水道終末処理場及び農業集落排水施設、汚水中継マンホールポンプ、管路施設並びに廿日市学校給食センター廃水処理施設(以下「施設等」という。)の包括的維持管理業務(以下「本業務」という。)に適用するものであり、業務を適正かつ円滑に実施するため必要な事項を定めるものとする。

2 履行期間

令和9年4月1日から令和19年3月31日まで

(地方自治法第214条の規定に基づく債務負担行為を設定)

3 対象施設

対象施設は以下のとおりとし、施設概要については別紙1を参照すること。

- (1) 友和浄化センター
- (2) 浅原浄化センター
- (3) 佐伯処理区マンホールポンプ及び佐伯処理区管路施設
- (4) 農業集落排水マンホールポンプ及び農業集落排水管路施設
- (5) 廿日市学校給食センター廃水処理施設

4 業務の注意事項

(1) 権利事項

本業務により得られた全ての成果品等の所有権、著作権及び利用権等の一切の権限は、委託者に帰属するものとする。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務の履行にあたり、知り得たいかなる事項も他に漏らしてはならない。

(3) 個人情報の取扱い

受託者は、別添「廿日市市個人情報取扱委託基準」に基づき、個人の権利権益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

(4) 業務遂行に関する事項

ア 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関係法令、詳細協議後に締結する委託契約書及び本要求水準書に基づき、誠実に業務を履行すること。

イ 本業務を円滑に遂行するため、委託者と受託者は協議を緊密に行うとともに、受託者は本業務の内容に不明な点が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行うこと。

ウ 受託者は、本業務に関し適正な人員を配置するとともに、総括業務責任者を1名置

くものとし、受託業務全般の進行管理及び上記協議事項が発生した場合の対応を行うものとする。

(5) 再委託に関する事項

ア 受託者は本業務の一部について協力会社等へ再委託を行う場合は、あらかじめ書面によりその旨を委託者に申請し、承諾を得なければならない。なお、本業務の全部又は大部分を一括して再委託してはならない。再委託先には可能な限り、地元事業者（広島県内に本店、支店を有する者）を活用すること。

イ 委託者は「廿日市市一般廃棄物処理業等合理化事業計画の策定に係る確認書」に基づく支援を対象事業者に提供することとしており、友和浄化センター及び浅原浄化センターの運転監視業務等への活用について、当該支援対象事業者と十分に協議し、誠実に検討すること。

5 業務責任者等の配置

受託者は、良識ある判断の下、業務従事者を配置し、本業務が円滑に実施できる体制を整えなければならない。

(1) 総括業務責任者

受託業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、本業務を総合的に把握し、効率的かつ効果的に進捗管理を行うとともに、各業務担当者の監督を行う実務経験者を配置する。

受託者は、事前に総括業務責任者を定め、委託者に届け出る。また、総括業務責任者を変更する場合も同様とする。

(2) 副総括業務責任者

受託業務について、総括業務責任者を補佐し、総括業務責任者の不在時にその職務を代行する者を必要に応じて配置することができる。

配置する際には、受託者は、事前に副総括業務責任者を定め、委託者に届け出る。また、副総括業務責任者を変更する場合も同様とする。

(3) 業務担当者

総括業務責任者の監督の下、作業に従事する者で担当する施設及び設備の運転・保守点検等の作業に関し、本要求水準書及び関係法令に定められた資格を有する者を配置する。

受託者は、事前に各施設の運転・保守点検等を担当する業務担当者を記載した「業務担当者名簿」を作成し、有する資格を証明する書類を添付の上、本業務開始前に委託者へ届け出る。また、業務担当者を変更する場合は、変更した名簿を作成の上、委託者へ届け出る。

6 法令等の遵守

受託者は、必要な関係法令等を遵守するとともに、施設等の機能を十分に発揮できるように誠実に本業務を履行しなければならない。

7 有資格者の配置

受託者は、業務の履行にあたり、法令等に基づき必要とする資格保有者を業務従事者の中に配置しなければならない。なお、配置計画等の詳細は業務実施計画書に記載すること。

- ① 下水道法施行令第 15 条の 3 第 7 号に定める資格を有する者
- ② 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習(旧第 2 種)修了者
- ③ 第 1 種電気工事士免状取得者
- ④ 水質関係第 1 種公害防止管理者有資格者
- ⑤ 有機溶剤作業主任者技能講習修了者
- ⑥ 危険物取扱者(乙種第 4 類)免状取得者
- ⑦ 小型移動式クレーン運転技能講習修了者
- ⑧ アーク溶接等の業務に係る特別教育修了者
- ⑨ 玉掛けの業務に係る特別教育修了者
- ⑩ 浄化槽管理士
- ⑪ 浄化槽技術管理者
- ⑫ その他労働安全衛生法に係る必要な資格
- ⑬ 技術士(上下水道部門)

8 受託者による効率化方策等の提案

- (1) 受託者は、委託者の下水道事業を俯瞰して、施設等の効率化、ユーティリティーの削減等の方策に関し、委託者へ提案をすることができる。
- (2) 委託者は、受託者から前項の提案がなされた場合は、受託者と協議し、必要に応じてその方策を反映するものとし、その詳細は提案毎に定めることとする。

9 リスク分担

本業務における責任分担は別紙 2 のとおりとする。

第 2 章 業務範囲

1 友和浄化センター及び浅原浄化センターに関する業務

1-1 運転操作監視に関する業務

- (1) 受託者は、設備及び機器の使用目的及び機能等を十分理解し、その機能が十分に発揮でき、かつ、機器の長寿命化及び省エネルギーに資するよう適正に運転操作を行うこと。また、緊急事態及び事故発生時等においては、適切な措置をとること。

- (2) 受託者は、運転操作監視方法について、放流水質や近隣環境に影響を及ぼす可能性のある変更を行う場合は、事前に委託者と協議し、承諾を得ること。

1-2 水質測定に関する業務

- (1) 受託者は、別紙3に示す定期的な水質分析及び汚泥性状分析等の内容を標準として測定及び分析を行い、その結果を記録し、委託者に報告すること。なお、委託者は分析結果を外部に提示する必要があるため、報告は計量証明とすること。
- (2) 日常の維持管理において、水質の総合的な把握、反応タンク内の状態把握、汚泥処理工程の状態把握等のために必要な水質分析等を受託者の判断により行うこと。
- (3) 受託者は、自動水質測定機器の維持管理を適正に行い、その測定値の信頼性を確保すること。その際に、必要となる消耗部品の交換等はメーカー推奨品を基準とし、別紙4を想定する。
- (4) 受託者は、水質分析により発生する廃液について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）に基づき適切に保管及び管理すること。自動水質測定機器の測定により発生する廃液については委託者が各年度終了時に処理するため、適切に保管すること。

1-3 物品等調達管理に関する業務

- (1) 受託者は、設備及び機器の運転、保守点検、修繕、環境計測及びその他の業務に必要なすべての物品等を自らの負担で調達及び管理するものとし、主なものの見込額（参考額）は表1のとおりである。

表1 主な物品等の見込額

項目	区分	各年度の見込額（円）
水道	友和浄化センター	45,230
	浅原浄化センター	15,780
消耗品及び燃料費 （水処理薬品を含む。）	友和浄化センター	1,458,490
	浅原浄化センター	1,104,590

- (2) 受託者は、物品等の調達実績について、その種類、規格、用途、数量及び金額等を一覧に整理し、年度ごとに委託者に提出すること。
- (3) 受託者は、予備の物品等の貯蔵を行うとともに、緊急事態において調達業務が滞ることがないように支援体制等を整備すること。

1-4 施設管理に関する業務

(1) 建築物等の清掃業務

建築物等を常に清潔に保ち、衛生的な作業環境を確保すること。

(2) 樹木管理業務

敷地内の植栽及び雑草等が、通行の妨げ、近隣への越境、害虫の発生、設備の運転阻害等の支障とならない状態を維持すること。具体的な手法（除草、剪定等）及び頻度は受託者の判断によるものとする。

1-5 保守点検に関する業務

受託者は、別紙5に示す保守点検を実施すること。

1-6 修繕等に関する業務

受託者は、別紙6に示す修繕等を実施すること。

1-7 緊急対応に関する業務

受託者は、大雨、台風、地震等で施設等に被害又は影響が予想される場合は、必要に応じ気象情報等を収集するとともに、施設ごとの特性を考慮した上で、必要に応じて委託者と協議し、先行的な対応等を図り、施設等の機能を確保すること。なお、人命に関わる危険や施設等への甚大な被害が予測される緊急時には、受託者の判断により応急措置を行い、事後速やかに委託者へ報告すること。

1-8 工事協力

受託者は、委託者が実施する増設工事、改築工事、修繕工事及び精密保守点検等の立会い補助及び調査等に協力すること。また、工事等により施設等に変更があった場合においても対応し、適正な管理運営を行うこと。

1-9 更新計画案作成等に関する業務

- (1) 委託者は、令和10年度及び令和15年度に下水道ストックマネジメント計画(以下「ストックマネジメント計画」という。)の改訂を予定している。受託者は、友和浄化センターを対象として、下水道施設の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を目的として委託者が策定するストックマネジメント計画の検討に活用することができる更新計画案を作成すること。なお、当該計画の作成に関しては、以下の点に留意すること。

ア 令和11年度から令和15年度までの更新計画案については、令和10年7月末日までに作成すること。

イ 令和16年度から令和20年度までの更新計画案については、令和15年7月末日までに作成すること。

日までに作成すること。

ウ 施設等の設備状態、維持管理履歴及び定期点検記録等の施設情報や修繕・更新・増設工事内容等を把握、整理し、更新計画案へ反映すること。

エ 委託者が策定したストックマネジメント計画、事業計画等の内容を踏まえたものとして、更新計画案にフィードバックすること。

オ 下水道維持管理指針（(公社)日本下水道協会）、関連マニュアル、ガイドライン等に沿って進めること。

カ 国の交付金交付対象となるため、当該交付金交付要綱等に適合するように実施すること。また、委託者の要請に応じて、会計実地検査等に必要な資料作成、検査対応補助を行うこと。

- (2) 委託者は、令和2年度に浅原中央地区農業集落排水最適整備構想を（以下「整備構想」）策定している。受託者は、当該地区に係る施設等の設備状態、維持管理履歴及び定期点検記録等の施設情報や修繕・更新・増設工事内容等を把握、蓄積し、整備構想の改訂等に活用できるよう協力すること。

1-10 その他業務

- (1) 受託者は、脱水汚泥等(脱水汚泥、沈砂、し渣、その他)の場外搬出時の準備及び補助にあたり、事故等がないよう細心の注意を払い、運搬業者に対し適切な誘導等を行うとともに運搬業者との搬出車両の調整を行うこと。
- (2) 受託者は、必要に応じて浅原浄化センターの汚泥引抜を行うこと。なお、作業については当該地域の一般廃棄物(浄化槽汚泥)収集運搬業の許可を受けた業者に依頼すること。なお、契約時には委託者、受託者及び収集運搬業者の三者で覚書等により、当該依頼内容を整理する。
- (3) 受託者は、小学校等の教育機関から施設見学の依頼があった場合、その案内を行うこと。ただし、小学校等からの依頼受付は委託者が行う。また、受託者は、施設見学にあたり、必要器具及び機材の準備、来場直前の見学ルート安全性確認等を行うとともに、案内にあたっては、見学者数に応じて案内及び安全の確保に要する適切な人員の配置を行うこと。

2 佐伯処理区及び農業集落排水マンホールポンプに関する業務

2-1 保守点検に関する業務

受託者は、別紙5に示す保守点検を実施すること。

2-2 修繕等に関する業務

受託者は、別紙6に示す修繕等を実施すること。

2-3 緊急対応に関する業務

受託者は、大雨、台風、地震等で施設等に被害又は影響が予想される場合は、必要に応じ気象情報等を収集するとともに、施設ごとの特性を考慮した上で、必要に応じて委託者と協議し、先行的な対応等を図り、施設等の機能確保に努めること。

2-4 工事協力

受託者は、委託者が実施する増設工事、改築工事、修繕工事及び精密保守点検等の立会い補助及び調査等に協力すること。また、工事等により施設等に変更があった場合においても対応し、適正な管理運営を行うこと。

3 管路法定点検

受託者は、下水道管路施設の状態を把握するため、別紙7に示す点検を実施すること。対象施設は、佐伯処理区管路施設で10箇所、農業集落排水管路施設で24箇所を見込む。

4 廿日市学校給食センター廃水処理施設

4-1 運転操作監視に関する業務

- (1) 受託者は、設備及び機器の使用目的及び機能等を十分理解し、その機能が十分に発揮でき、かつ、過度な劣化が生じないよう適正に運転操作を行うこと。また、緊急事態及び事故発生時等においては、委託者と協議し、適切な措置をとること。
- (2) 受託者は、運転操作監視方法について大幅な変更を必要とする場合は、事前に委託者と協議し、承諾を得ること。

4-2 水質測定に関する業務

日常の維持管理において、水質の総合的な把握、反応槽内の状態把握等のために必要な水質分析等を受託者の判断により行うこと。

4-3 保守点検に関する業務

受託者は、別紙5に示す保守点検を実施すること。

4-4 修繕等に関する業務

受託者は、別紙6に示す修繕等を実施すること。なお、計画修繕は対象外とする。

4-5 緊急対応に関する業務

受託者は、大雨、台風、地震等で施設等に被害又は影響が予想される場合は、必要に応じ気象情報等を収集するとともに、施設ごとの特性を考慮した上で、必要に応じ

て委託者と協議し、先行的な対応等を図り、施設等の機能確保に努めること。

5 共通業務

5-1 引継ぎに関する業務

- (1) 受託者は、業務準備期間中に自らの責任において、委託者及び前受託者からの引継を受け、業務の履行に支障をきたすことのないように対処しなければならない。
- (2) 業務引継を受けるために要する費用は、受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、委託業務終了前の委託者が定める期間において、次受託者に業務引継を行わなければならない。
- (4) 受託者は、次受託者への業務引継までに業務引継書を作成しなければならない。業務引継書は、施設等それぞれが持つ特有の運転管理手法や保守点検上の留意点等を、次受託者が把握可能となるように、次の項目の内容を記載するものとする。
 - ① 設備機器の機能状況及び留意すべき特性等
 - ② 各機器の振動及び異音の状態
 - ③ 常時及び非常時の計装設備調整並びに設定状況
 - ④ 対象設備特有の運転操作方法、運転上特別な操作及び運用方法
 - ⑤ その他留意事項

5-2 提出書類

本業務の履行にあたり、別紙8に示す書類を定められた期間内に提出すること。

5-3 セルフモニタリングの実施

受託者は、本業務の内容を確認及び管理するため、セルフモニタリングを実施することとし、提案した業務内容及び本要求水準書に基づき、確認項目、時期及び確認方法等を定めたモニタリング実施計画書を作成し、委託者の確認を受けながら業務を実施すること。

5-4 設計補助業務

維持管理を起点とした更新等のマネジメントサイクルを推進するため、受託者は、委託者が実施する本業務に関連する計画策定、実施設計等に参加し、必要な維持管理情報を提供し、助言等を必要に応じて行うこと。年間1業務程度を見込む。また、各業務で実施した維持管理に関する情報だけでなく、効率化やライフサイクルコストの低減に資する先進技術等の情報収集に努めること。これらの収集している情報については、委託者からの求めに応じて、適宜、報告会（研修会）により共有を図ること。

5-5 修繕計画書の作成

受託者は、令和19年4月1日から令和29年3月31日までの10年間の修繕計画書を作成すること。

修繕計画書には、対象設備、実施予定年度、施工内容、現況及び理由、概算所要額を記載すること。なお、流入水量等の運転データを考慮し、先進技術やライフサイクルコストの低減を踏まえたものとし、設備の老朽化、陳腐化が懸念される場合においては、必要に応じて改築更新の提案を含むものとする。

第3章 放流水質等の要求水準

1 流入水等の実績及び予定

流入水等の実績及び予定は別紙9に示すとおりである。

2 放流水質に関する基準

- (1) 放流水質に関する要求水準は表2、表3及び表4のとおりであり、水処理を良好な状態に保つよう運転すること。
- (2) 法定基準は、関係法令で規制を受ける排水基準である。日常の施設運転において実施する水質試験(受託者が実施する環境計測及び委託者が実施する法定水質検査等)(以下、水質試験という。)の各回測定値が達成すべき基準値とする。
- (3) ()内は日間平均値を表す。
- (4) 廿日市学校給食センター廃水処理施設の放流先は、公共下水道である。

表2 友和浄化センターの放流水質に関する要求水準

項目	濃度基準	総量基準
pH	5.8以上 8.6以下	—
BOD	90 (70)mg/L 以下	—
SS	90 (70)mg/L 以下	—
COD	30 (20)mg/L 以下	79.38kg/日
窒素	120 (60)mg/L 以下	110.25kg/日
りん	16 (8)mg/L 以下	13.23kg/日
大腸菌数(コロニー形成単位/ml)	800 以下	—

関係法令等に規定する項目	①下水道法第8条に規定される「放流水の水質の基準」 ②水質汚濁防止法第3条の「排水基準」 ③水質汚濁防止法第3条第3項に基づく広島県条例の「排水基準」 ④水質汚濁防止法第4条の5の「総量規制基準」
--------------	---

表3 浅原浄化センターの放流水質に関する要求水準

項目	濃度基準	総量基準
pH	5.8以上 8.6以下	—
BOD(mg/L)	90 (70)mg/L 以下	—
SS(mg/L)	90 (70)mg/L 以下	—
COD(mg/L)	40 (30)mg/L 以下	7.62kg/日
窒素(mg/L)	120 (60)mg/L 以下	3.81kg/日
りん(mg/L)	16 (8)mg/L 以下	0.508kg/日
大腸菌数(コロニー形成単位/ml)	800 以下	—
関係法令等に規定する項目	①水質汚濁防止法第3条の「排水基準」 ②水質汚濁防止法第3条第3項に基づく広島県条例の「排水基準」 ③水質汚濁防止法第4条の5の「総量規制基準」	

表4 廿日市学校給食センター廃水処理施設の放流水質に関する要求水準

項目	濃度基準
pH	5.8以上 8.6以下
BOD(mg/L)	600 (400)mg/L 未満
SS(mg/L)	600 (400)mg/L 未満
n-ヘキサン抽出物質(mg/L)	30 (25)mg/L 以下

3 脱水汚泥含水率に関する基準

脱水汚泥含水率に関する要求水準は表5のとおりであり、汚泥処理を良好な状態に保つよう運転すること。

表5 友和浄化センターの脱水汚泥含水率に関する要求水準

項目	年間を通じた平均測定値

脱水汚泥含水率(%)	84.0%以下
------------	---------

4 要求水準未達等の処置

- (1) 受託者は、自らが行う水質試験及び環境計測等により、本章で定める放流水質等の要求水準が未達成となるおそれが生じた場合又は要求水準未達が判明した場合、次の措置を講じるものとする。
- ア 受託者は、委託者に速やかに報告するとともに、その原因究明を行う。
- イ 受託者は、原因が有害物質の流入等であって不可抗力その他の事由で正常な運転確保ができないと委託者が認めるもの(以下「有害物質の流入等」という。)以外の場合は、改善措置計画書を作成し、委託者の承諾を受けた後、自らの負担により改善措置を実施する。
- ウ 受託者は、要求水準項目が基準値内になるまで、改善措置の効果及び改善状況を委託者に報告する。
- エ 受託者は、要求水準未達が判明した場合の改善措置の効果確認にあたっては、計量法に従うものとし、自らの負担で行うものとする。
- (2) 本要求水準書「表2 友和浄化センターの放流水質に関する要求水準」、「表3 浅原浄化センターの放流水質に関する要求水準」、「表4 廿日市学校給食センター廃水処理施設の放流水質に関する要求水準」が達成されない場合、委託料を減額する。算出は次のとおりとし、友和浄化センター、浅原浄化センター及び廿日市学校給食センター廃水処理施設のそれぞれに適用する。なお、原因が有害物質の流入等であった場合、減額は行わない。

$$\text{減額金額(円)} = \text{A(円)} \times \{ \text{C} / \text{B} \} \text{(日)}$$

A: 「業務委託料の内訳 1 業務委託料の構成 (1)固定経費 表1」に記載する各区分の年額(友和浄化センター及び浅原浄化センター維持管理業務は労務費用を対象とする。)

B: 当該年度の総日数

C: 当該年度の要求水準未達日数

ア 委託料の減額は当該未達年度の翌年度4月に行うこととする。

イ 履行期間満了による契約終了年度においては、契約が終了する最終月に調整することとする。

- (3) 委託者及び受託者は、有害物質の流入等の事実を確認した場合、次の措置を講じるものとする。

ア 委託者及び受託者は、双方が速やかにその事実を共有する。

イ 委託者は、有害物質の流入等の原因究明とその改善措置の実施に努めるものとし、受託者はこれに協力するものとする。

ウ 回復のために別途要した費用の負担は、委託者と受託者が協議して決定する。

第4章 施設機能確認

1 履行開始時の機能確認

- (1) 受託者は、履行開始日までに、施設等がそれぞれ現在有する機能を示す「施設機能確認書」(以下「確認書」という。)を作成し、委託者に提出すること。確認書の対象とする設備及び確認書の取り纏め方法等については、委託者と協議するものとする。
- (2) 委託者及び受託者は、双方立会いのもと、確認書により機能確認を行う。
- (3) 受託者は、前項の機能を確認の後、その確認結果を確認書に記載し、確認終了日を含む 14 日以内に委託者に提出し、承諾を受けなければならない。

2 業務実施期間中における機能確認

- (1) 委託者及び受託者は、必要に応じ、相手方に対し施設等の全部又は一部の機能確認を行うことを求めることができる。この場合において、委託者及び受託者は、双方立会いのもと、速やかに確認書により機能確認を行う。
- (2) 受託者は、前項の確認結果を確認書に記載し、確認終了日を含む 14 日以内に委託者に提出し、承諾を受けなければならない。
- (3) 委託者は、当該機能確認の結果、所定の機能が確保されないと認められたときは、受託者に必要な措置を行うよう指示することができる。

3 契約終了時の機能確認

- (1) 委託者及び受託者は、双方立ち会いのもと、契約終了日の 30 日前までに確認書により機能確認を行う。
- (2) 委託者及び受託者は、契約解除によりこの契約が終了したときは、契約終了日を含む 14 日以内に、双方立会いのもとで確認書により機能確認を行う。
- (3) 受託者は、第一項又は第二項の確認結果を確認書に記載し、確認終了日を含む 14 日以内に委託者に提出し、承諾を受けなければならない。
- (4) 受託者は、当該機能確認の結果、所定の機能が受託者の責めに帰すべき理由により確保されないときは、自らの負担で機能回復を図らなければならない。

第5章 その他の事項

1 貸与品

- (1) 委託者は、受託者が業務の履行にあたり必要と認められる完成図書及び備品等(以下「貸与品」という。)を貸与する。

- (2) 受託者は、貸与品について、破損や紛失等があった場合は、自らの負担で弁償しなければならない。
- (3) 受託者は、当該貸与品を外部に持ち出し、又は第三者へ提供する場合は、事前に委託者の承諾を得なければならない。

2 事務室等の使用

- (1) 受託者は、業務の履行にあたり必要と認められる事務室、控室及び駐車場等（以下、「事務室等」という。）について、委託者の承諾を受け無償で使用することができる。使用期間中における管理責任者は業務責任者とする。
- (2) 受託者は、事務室等の形質を変更してはならない。ただし、あらかじめ書面にて委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 受託者は、事務室等を使用し、受託者の責任で汚損等があった場合、自らの負担で弁償しなければならない。

3 安全の確保

- (1) 受託者は、業務の履行にあたり、労働安全衛生法、同施行令、同規則及びその他関係法令を遵守し、その安全に関する事項を定めるとともに、労働災害発生の防止に努めなければならない。
- (2) 受託者は、委託者が別に発注した工事及び点検等と作業場所が隣接又は交錯する場合、常に相互協調して安全管理に支障をきたさない様に努めなければならない。

4 教育及び訓練

受託者は、業務従事者に対して必要な知識、技術及び技能に関する教育を施し、技能等の向上を図らなければならない。

5 火災の防止

受託者は、施設等からの火災発生を未然に防止するため、火気使用箇所には火元責任者を選任し、火気を使用する場合の取扱いや後始末を徹底させ、火災発生の防止に努めなければならない。また、消防法令に準拠した点検及び訓練等を計画的に行わなければならない。

6 その他

- (1) 受託者は、施設等の維持管理にあたり、その他必要と認められる業務等が生じた場合には、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。
- (2) 履行期間の延長
令和16年度までの委託者が実施する履行確認（モニタリング）において、その結果が本市が定める基準を十分に満足しており、かつ、受託者が希望する場合は、協議によ

り最大5年間の契約延長を認める。